

議案第 8 6 号

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷 高齢者借上げ集合 住宅	株式会社東急コ ミュニティー	東京都世田谷区用賀 四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立太子堂 高齢者借上げ集合 住宅	株式会社東急コ ミュニティー	東京都世田谷区用賀 四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立玉堤高 齢者借上げ集合住 宅	株式会社東急コ ミュニティー	東京都世田谷区用賀 四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで